

## 子どものSOSに気付いて

問い合わせは **こども課 ☎220-5702**



11月は児童虐待防止推進月間。児童虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。子ども

をたたく音や叫び声が聞こえるなど、周りに「虐待を受けているのでは?」と思われる子どもがいたら、迷わず右表の相談先や地域の民生委員・児童委員などへ連絡してください。子どもを守ることが最優先ですので、責任は問われません。また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。力を合わせて児童虐待をなくしましょう。

### ■児童虐待とは

- ①身体的虐待（殴る、ける、やけどを負わせるなど）
- ②性的虐待（性的行為の強要、ポルノグラフィーの被写体にするなど）
- ③ネグレクト（養育放棄）（食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に長時間放置するなど）
- ④心理的虐待（言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱いなど）

### ■虐待から守るための5か条

- ①おかしいと感じたら迷わず連絡。
- ②「しつけのつもり」は言い訳。子どもの立場で判断。
- ③ひとりで抱え込まず、できることから即実行。
- ④親の立場より、子どもの命を守ることが最優先。
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こり得る。

児童虐待相談先	
問い合わせ先	電話番号
こども課	220-5702
家庭児童相談室	223-4148
富士見保健センター	288-7188
青少年支援センター	898-5876
県中央児童相談所	261-1000
全国共通ダイヤル	0570-064-000
こどもホットライン24（毎日24時間受付）	0120-783-884（携帯電話からは027-263-1100）
前橋警察署	252-0110
前橋東警察署	225-0110
前橋地方務局子どもの人権110番	0120-007-110

## 不妊治療費の一部を助成します

問い合わせは **こども課 ☎220-5703**

不妊治療を行っている人に、下表のとおり治療費の一部を助成します。申請には医師の証明書などが必要です。詳しくはこども課へ問い合わせるか、本市ホームページ

をご覧ください。  
申し込み=来年3月30日(金)までに同課へ

一般不妊治療費助成	内容	①不妊検査 超音波検査・ホルモン検査・子宮卵管造影検査・精液検査・そのほか医師が必要と認めた不妊検査 ②不妊治療 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く不妊治療 ③人工授精
	助成金	ことし4月1日～来年3月31日において不妊治療に要した治療費の自己負担額の2分の1以内で、上限5万円（100円未満切り捨て）。同一の夫婦に対しては、年度につき1回とし、通算して2年の助成。
特定不妊治療費助成	対象	次のすべてを満たす人。 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②夫婦のいずれかが、申請日の1年以上前から本市に住所を有している ③医療保険法における被保険者または被扶養者である ④申請日において市税の未納がない
	助成金	ことし4月1日～来年3月31日において不妊治療に要した治療費で1回当たり上限15万円。同一の夫婦に対しては、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回までを限度とし、通算5年、通算10回を超えない範囲で助成。
特定不妊治療費助成	内容	体外受精・顕微授精
	対象	次のすべてを満たす人。 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②夫婦のいずれかが、本市に住所を有している ③夫婦の平成22年の所得の合計が730万円未満 ※730万円以上の場合でも定められた控除（医療費控除など）により該当する場合があります。



問い合わせは **消防局予防課 ☎220-4507**



### ■消防ふれあい広場

ミニ消防車の乗車や煙・初期消火体験、キーホルダー作製、幼年消防服試着などを行います。  
日時=①11月5日(土)午前9時30分～11時30分 ②11月13日(日)午前9時～11時30分  
会場=①は前橋合同庁舎（上細井町）②は消防局

### ■防火ポスター入賞作品展

本市の小中学生が描いた防火ポスターの入賞作品45点を展示します。  
期日=11月9日(水)～20日(日)  
会場=けやきウォーク前橋（文京町二丁目）

- ### ■住宅火災を防ぐ7つのポイント
- 大切な命や財産を守るため、次の7つのポイントを実践し、住宅火災を防ぎましょう。
- 3つの習慣
  - ①寝たばこは絶対にしない。
  - ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使う。
  - ③ガスこんろなどから離れるときは必ず火を消す。
  - 4つの対策
  - ①逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
  - ②寝具や衣類、カーテンに防炎品を使用する。

- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用火災警報器などを設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。
- 住宅用火災警報器
- 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。購入の際は国の基準に適合した「NSマーク」の付いた警報器を勧めています。防災用品を取り扱う販売店やホームセンターなどで購入できます。
- 悪質な訪問販売に注意
- 「点検です」といって勝手に部屋へ上がり室内を物色するなど、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売による被害が

- 発生しています。消防署員や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを直接販売することはありません。悪質な訪問販売の被害に遭った場合は、消費生活センターや各消防署へ連絡してください。
- 放火火災防止
- 放火による火災が増加しています。次の点に注意して放火されにくい環境を作りましょう。
- ①家の周りを明るくする。
- ②家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ③物置などには鍵を掛ける。
- ④留守中に新聞などをためない。

- ⑤ごみは指定された日時に出す。
- ⑥地域ぐるみで、放火防止に取り組む。
- たばこによる火災の防止
- たばこによる火災が多発しています。たばこは火災を引き起こす可能性が、あることを忘れずに、次のことに留意し、火災予防を心掛けましょう。
- ①たばこの投げ捨ては絶対にしない。
- ②歩きながらの喫煙やくわえたばこはしない。
- ③火がついたままのたばこを放置しない。
- ④灰皿にはいつも水を入れておく。
- ⑤たばこは水をかけてから生ごみなどと一緒に入れておく。